

製品プラスチックの資源化の検討について

1. 製品プラスチックの試験収集

製品プラスチックの分別基準のほか、必要となる中間処理施設や再商品化方法など課題の整理を行うため、令和4年度に試験収集を実施

【対象地域】 栗崎校下（約2,700世帯）、扇台校下（約2,700世帯）

【期 間】 令和4年9月～11月（容器包装プラスチック排出日の7日間）

【分別基準】 プラスチック100%でできている製品で50cm以下のもの

（例）クリアファイル、バケツ、プランター、歯ブラシ、タッパー型保存容器など

【排出方法】 容器包装プラスチックの排出日に、「製品プラスチック」を「容器包装プラスチック」と併せて半透明袋に入れてごみステーションに排出



【調査内容】 ①回収重量、②組成調査、③本市の中間処理施設での試験処理、④アンケート調査

2. 試験収集結果

① 回収重量（1週あたり）

2,535kg/週（前年同期比9.7%増）

② 組成調査

（回収物の組成）

製品プラスチック	15.3%
容器包装プラスチック	77.1%
異物	7.6%

（製品プラスチックの内訳）

日用品・雑貨・その他	65.5%
食器・食生活用品	17.2%
文具	15.6%
玩具・スポーツ用品・楽器	1.7%

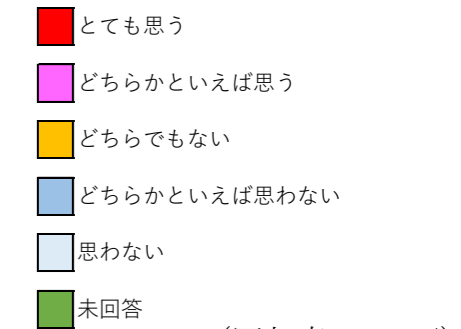
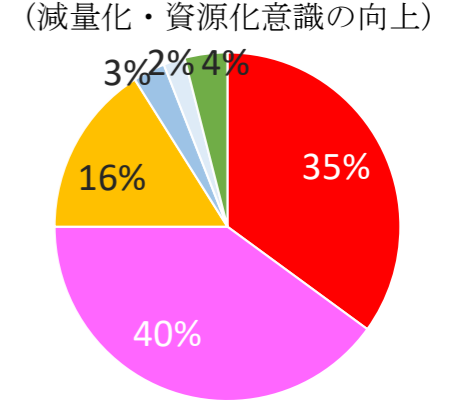
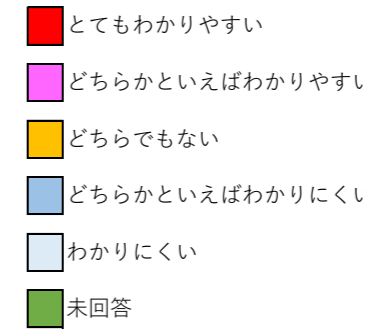
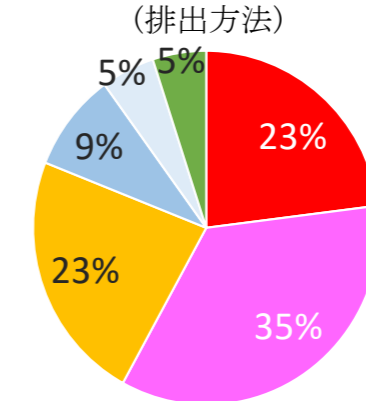
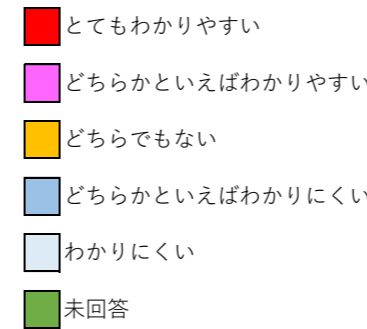
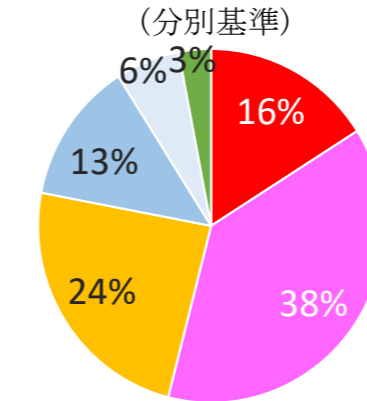


③ 本市の中間処理施設での試験処理

戸室リサイクルプラザの中間処理施設（容器包装プラスチックの破袋・選別・圧縮梱包）で処理可能

※ただし、本格実施にあたっては、硬質プラスチックに対応した破袋機の補強や消火設備の整備など施設の設備改修が必要

④ アンケート調査結果



（回収率：40.8%）

3. プラスチック資源排出量（想定）

環境省先行自治体調査や試験収集結果を踏まえ、製品プラスチックは、プラスチック資源（製品プラスチック＋容器包装プラスチック）全体の20%程度と想定

→製品プラスチック排出量：約900 t/年、プラスチック資源排出量：約4,400 t/年

4. 製品プラスチックの資源化処理方針

① 分別収集方針

【分別基準】 プラスチック100%でできている製品で50cm以下のもの

【排出方法】 「製品プラスチック」を「容器包装プラスチック」と併せて半透明袋に入れてごみステーションに排出

【排 出 日】 現在の容器包装プラスチックの排出日（資源回収の月2回＋第5週）

② 再商品化方針

現行の容器包装プラスチックの処理と同様に、戸室リサイクルプラザでの中間処理・国の指定法人ルートを活用した再商品化

